

保険医療機関及び保険医療養担当規則第 20 条第 2 号

投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに 1 回 14 日分、30 日分または 90 日分を限度とする。

当院では長期出張などに対して 28 日の長期処方を行うこと、リフィル処方箋を発行することのいずれの対応も可能です。

長期処方やリフィル処方箋の交付が可能かは病状に応じて医師が判断いたします ご相談ください